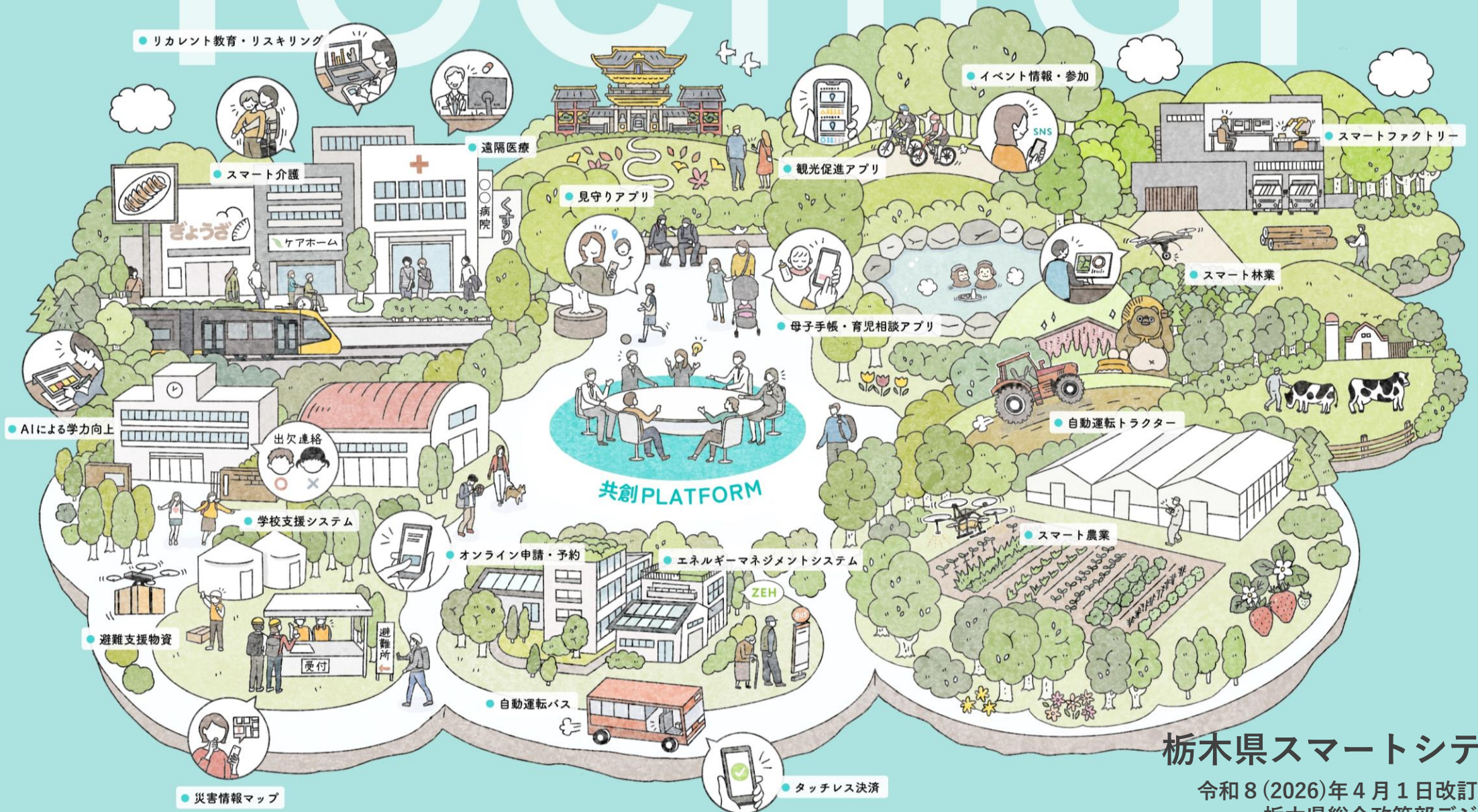


TOCHIGI SMARTCITY



栃木県スマートシティ構想

令和8(2026)年4月1日改訂〔第2版〕

栃木県総合政策部デジタル戦略課

改訂版について

本書は、第1版に対して、次の点について改訂を行った。

該当箇所	改訂内容
3 スマートシティ推進の仕組み (1) 推進体制の構築	「栃木県Society5.0戦略本部」の体制見直しに伴い、名称を変更したことから、実態に合わせた修正を行った。

【目次】

1 策定の背景と構想の位置づけ	1
2 栃木県が目指すスマートシティ	2
3 スマートシティ推進の仕組み	5

(別冊)

栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン	7
--------------------	---

1 策定の背景と構想の位置づけ

(1) 策定の背景

- ・ 現在、私たちは、人口減少・少子高齢化の急速な進展や経済状況の変化、多発する大規模災害をはじめとした生活環境の変化、財政構造の硬直化等に対応した自治体経営の効率化などの課題に直面しています。
- ・ こうした中、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備が進み、個人でも、スマートフォン等の通信端末機器を利用し、情報発信や商品購入等が行えるようになるなど、デジタル化が進展しています。
- ・ 国では、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現を目指し、デジタル田園都市国家構想の実現に取り組んでおり、新たに示された「地方創生2.0の「基本的な考え方」」においても、デジタル・新技術の徹底活用が柱の一つとされています。また、各地域において、新技術や各種データの活用によって地域課題を解決し、住民の暮らしを支えるスマートシティの取組が始まっています。
- ・ 本県においても、「栃木県デジタル社会形成推進条例」に基づき、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、スマートシティの取組を推進していく必要があります。

(2) 構想の位置づけ

- ・ 「スマートシティ」とは、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域を言います。
- ・ 本構想は、本県が目指すスマートシティの姿や推進の仕組みを明らかにし、市町をはじめとするステークホルダーと共有することで、連携・協力して、スマートシティの取組を推進していくために示すものです。

2 栃木県が目指すスマートシティ

(1) 基本理念

国では、スマートシティの実現に向け、スマートシティの意義・必要性等を示した「スマートシティガイドブック」や設計思想・設計方法・実現方法等を示した「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」を取りまとめており、これらを踏まえ、次の3点を基本理念として、本県におけるスマートシティの取組を進めます。

- **市民（利用者）中心主義【＝県民中心】**

“Well-Being”の向上に向け、県民目線でのサービス構築や県民自らの主体的取組を重視

- **ビジョン・課題フォーカス【＝課題中心】**

「技術」ありきではなく、「課題を解決するために技術を活用する」ことを重視

- **分野間・都市の連携重視【＝分野・自治体連携】**

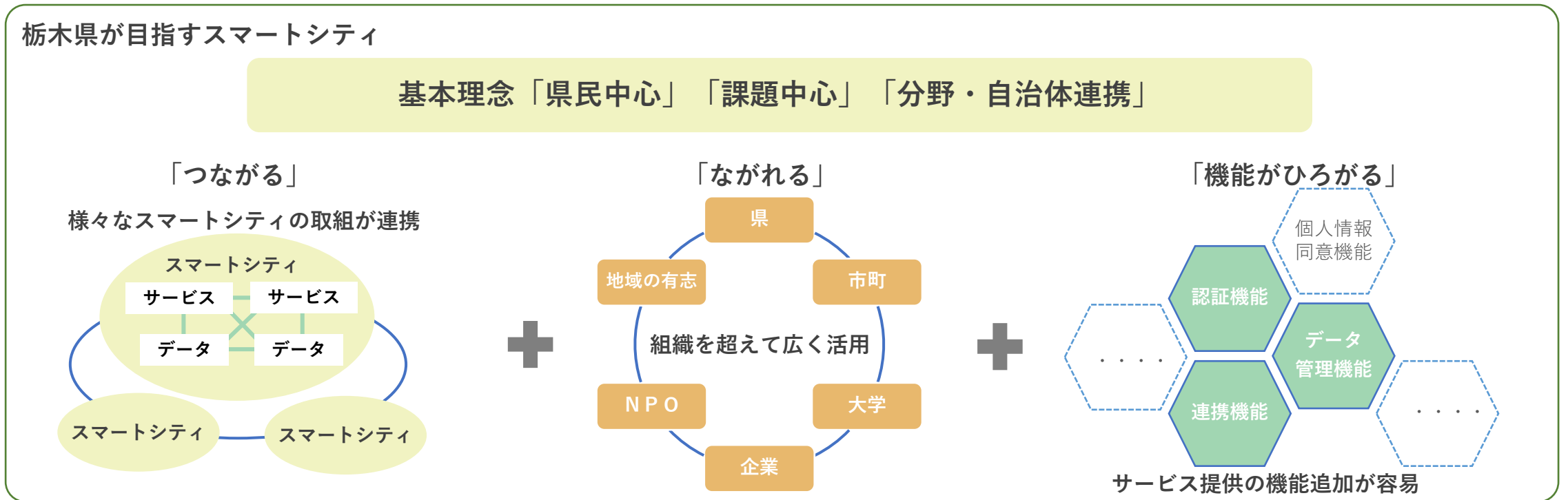
複合的な課題や広域的な課題に対応するため、分野を超えたデータ連携、自治体を超えた広域連携を重視

2 栃木県が目指すスマートシティ

(2) 目指すスマートシティのコンセプト

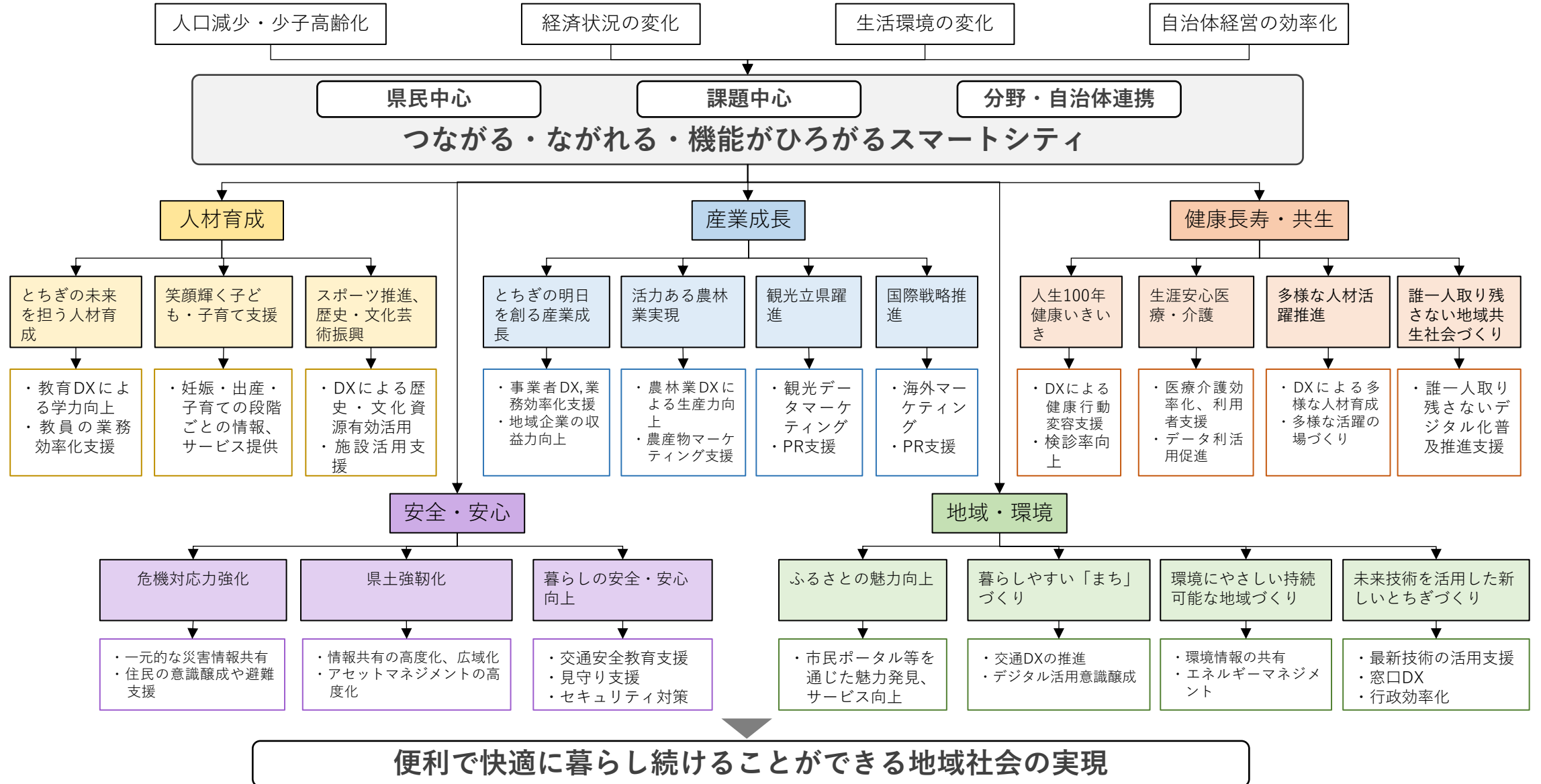
本県の課題を解決し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会を実現するためには、基本理念に基づき、県民に効果的なサービスが次々と提供されることが重要です。

そこで、様々なスマートシティの取組が連携する、組織を超えて広く活用される、サービス提供の機能追加が容易であることが必要と考え、本県では「つながる・ながれる・機能がひろがるスマートシティ」を目指し、取組を推進していきます。



2 栃木県が目指すスマートシティ

(3) スマートシティ施策の方向性



3 スマートシティ推進の仕組み

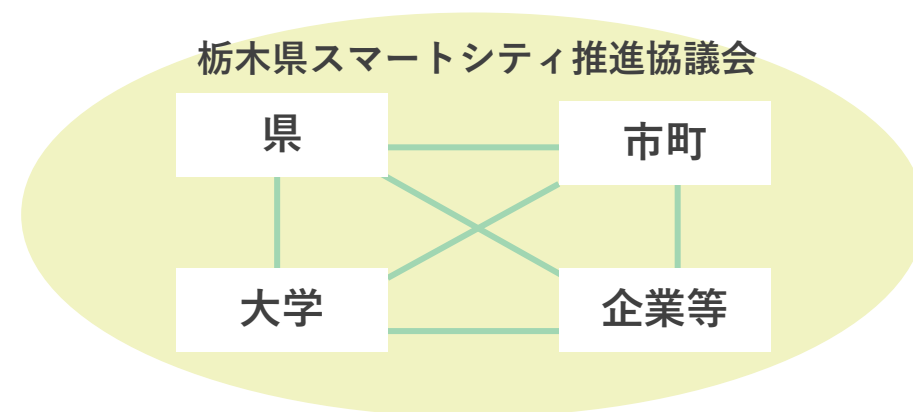
「つながる・ながれる・機能がひろがるスマートシティ」の取組を推進し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会を実現するためには、**県域でのスマートシティの取組をマネジメントする推進体制とサービスの提供にあたり効率的にデータを連携させる仕組みが重要**であることから、県は、市町をはじめとした各ステークホルダーと連携し、次のとおり取り組んでいきます。

(1) 推進体制の構築

- ・ 県は、知事を本部長とする「栃木県デジタル社会形成推進本部」において、スマートシティの取組に関する方針や取組事項を決定します。
- ・ 県は、市町をはじめとした地域のステークホルダーとの連携を図るため、「栃木県スマートシティ推進協議会」を設置します。
- ・ この協議会を活用し、市町や大学、民間企業等と連携し、活用可能なデータの充実や効果的・効率的なスマートシティサービスの提供に向けた官民連携体制について検討していきます。

【栃木県スマートシティ推進協議会での主な協議事項】

- ・ 県や市町が行うスマートシティサービスに係る情報共有、連携した取組の推進
- ・ オープンデータをはじめとした各種データの充実・活用推進
- ・ 効果的・効率的なスマートシティサービスの提供に向けた官民連携体制



3 スマートシティ推進の仕組み

(2) データ連携基盤の構築

スマートシティリファレンスアーキテクチャでは、都市OS（データ連携基盤等）をデータを効率的に連携・流通させる重要な仕組みとしています。

【都市OSの役割】

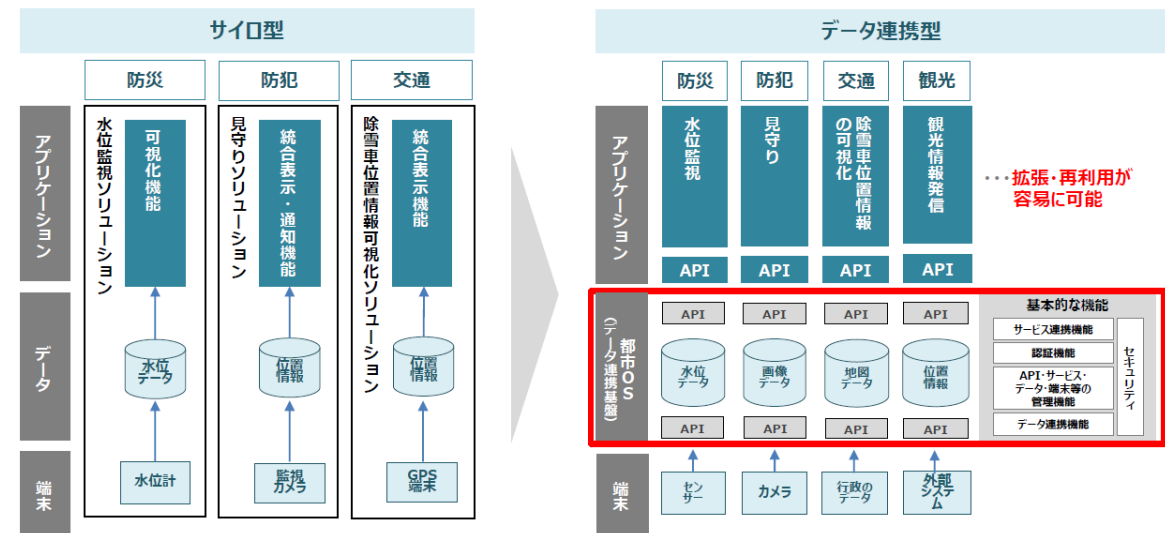
- ・都市OSで規定されたAPI等の共通ルールに基づき相互運用性が確保されることで、データやサービスの分野間、地域内外での連携・流通が可能となる
- ・地域の資産や特性を生かした多様なスマートシティの取組に注力しやすくなる

このため、県は、都市OSとしてデータ連携基盤を構築し、県内市町等と連携して活用していきます。

* 県内市町等と連携したデータ連携基盤の活用については、「別冊 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン」により、取り組んでいきます。

○都市OS（データ連携基盤等）の必要性①：サイロ型システムからの脱却

- サイロ（ばら積み倉庫）型：データ連携基盤の構築を行わず、スマートシティの取組が個別に行われた場合、それぞれのソリューションが、**サイロのように垂直方向にいくつも並列**されることとなり、**データやサービスの連携・流通ができない**。また、構築されたシステム、サービスの**再利用ができないため、開発コストが高い**。
- データ連携型：都市OSのうちデータ連携基盤を構築することにより、センサー等の端末から送られるデータなどを効率的に収集・管理させたり、都市間/分野間で相互に連携させることが可能となる。



※API：外部のアプリケーション等からデータ連携基盤の機能を利用できるようにするための仕様（インターフェイス） 34

【内閣府「スマートシティガイドブック」から抜粋】